

令和 6 年 6 月 17 日現在

機関番号：32413

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01281

研究課題名（和文）アジアにおける国際裁判管轄法制の形成・適用・発展の比較法的研究

研究課題名（英文）A Comparative Analysis of the Formation, Application and Development of Rules on International Jurisdiction in Asia

研究代表者

金彦叔（Kim, Eonsuk）

学校法人文京学院 文京学院大学・外国語学部・教授

研究者番号：00554461

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、日韓の新しい国際裁判管轄法制の立法化の動きを受けて、日韓における国際裁判管轄に関するルール形成・適用・発展を比較法的観点から分析することによって、アジアにおける国際裁判管轄法制の調和の可能性や方向性を模索するものである。本研究では法規形成・適用・発展の過程で見られる国際的な統合（convergence）の側面と地域的な分散化（divergence）の側面が、国際裁判管轄に関する法制にはどのように現れているかを、日韓での国際裁判管轄法制の発展過程を素材に理論的かつ実証的に分析し、日韓でみられる営為が他のアジア諸国に如何に波及し、影響し合うかを考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、日韓での国際裁判管轄法制の発達過程に注目し、法規形成や発達過程で法規の統合や分散化が如何に現れ、それがまた他のジュリスディクションに如何に影響し得るかを見ることで、法規のハーモナイゼーションの可能性について検討したものである。本研究は、アジアにおける国際裁判管轄規則を含めた国際私法ルールの統一の可能性を国際的なルール形成過程に着目している点で特徴的であり学術的意義があると考えられる。

研究成果の概要（英文）：In response to the movement to legislate new international jurisdiction rules, this study explored the possibility of harmonizing international jurisdictional rules in Asia, by analyzing the process of the formation, application, and development of international jurisdiction rules in Japan and South Korea from a comparative legal perspective. This study especially how international debates converged and diverged during the formation, application, and development of legal norms and institutions. This study theoretically and empirically analyzed the development process of the international jurisdiction system in Japan and South Korea and their influence on each other and other Asian countries.

研究分野：国際私法

キーワード：国際裁判管轄 国際私法 外国判決の承認執行 比較法

研究成果内容報告書

金彦叔

基盤研究 (C) 18K01281

研究科題名：アジアにおける国際裁判管轄法制の形成・適用・発展の比較法的研究

1. 研究開始当初の背景

本研究は、日韓における国際裁判管轄法制の立法化の動きに注目し、アジアにおける国際裁判管轄法制の調和の可能性や方向性を模索するものである。研究開始当初、韓国では、財産法関連事件のみならず人事・家事事件を含めた網羅的な形で国際裁判管轄法制を立法化するという方針のもとで議論を重ねた結果、国際裁判管轄に関する規定を盛り込んだ「国際私法改正案」が成立し（2015年6月30日）、国会の承認を待っていた。一方、日本でも現在の国際裁判管轄に関する規律（民事訴訟法第3条の2以下）に追加する形で、人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制の整備に関する議論がなされ、「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制の整備に関する要綱案」が公表され（2015年9月18日）、その後、「人事訴訟法等の一部を改正する法律」として第190回国会で提出されていた。このような両国における立法化の動きを踏まえ、本研究では、日韓の国際裁判管轄に関するルールの形成・適用・発展の過程を比較法的な観点から検討し、今後のアジアにおける国際裁判管轄法制の調和の可能性や方向性を模索したいと考えた。

2. 研究の目的

本研究は、日韓の新しい国際裁判管轄法制の立法化の動きを受けて、日韓における国際裁判管轄に関するルールの形成・適用・発展を比較法的観点から分析することによって、アジアにおける国際裁判管轄法制の調和の可能性や方向性を模索するものである。本研究では法規範の形成・適用・発展の過程で見られる国際的な統合 (convergence) の側面と地域的な分散化 (divergence) の側面が、国際裁判管轄に関する法制にはどのように現れているかを、日韓での国際裁判管轄法制の発展過程を素材に理論的かつ実証的に分析し、日韓でみられる営為が他のアジア諸国に如何に波及し、影響し合うかを考察する。これらの考察を通じてアジア地域における国際裁判管轄法制の調和の可能性や方向性を模索し、課題を見つけることが本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究ではまず日韓の国際裁判管轄に関する法規範の形成・適用・発展過程で見られる国際的な統合や分散化の過程を分析・考察した。両国において外国法の継受が如何に行われ、それをどのように現地化し、また国際的な統合に向けてどのような取り組みが行われたか、それへの反動としてどのような地域的な分散化が行われているか、またそれがどのようなルールで表れているのかを、外部要因なども明らかにしながら分析した。その上で、このような発展過程で見られる営為が他の国（特にアジア）との関係でどのように展開され、今後どのような波及効果をもたらすかを考察した。本研究のための具体的な研究方法としては、国内外における文献調査、国内外の研究者・実務家との意見交換、インタビュー、現地訪問調査、国際会議への参加などを行っ

た。

#### 4. 研究成果

法規範の形成・適用・発展の過程には国際的な統合（convergence）の側面と地域的な分散化（divergence）の側面が見られるが、国際私法（抵触法）の分野は、他の分野よりも、ルールの国際的な統合や調和がより強調されてきた経緯がある。しかしながら、それにもかかわらず各国では独自の立法や実務が行われ、ルールの分散化の現状も目立っている。本研究は、国際私法の分野の中でも、日韓における国際裁判管轄法制の形成・適用・発展に注目し、法の継受から始まった日韓での営為がアジア諸国に如何に影響していくかを考察したものである。

研究期間中、ハーグ国際私法会議の判決プロジェクト（外国判決の承認執行に関する条約作成）が結実を結び（2019年7月）、シンガポールを中心として外国判決の承認執行に関するアジア原則も成立した（2020年）。また韓国では新しい国際裁判管轄法制が施行され（2022年7月）、日本は国際裁判管轄立法10周年を迎えた（2022年）。さらにシンガポール、中国などのアジア諸国においても国際裁判管轄や承認執行ルールの改正が見られた。これらの変化に注視しながら、本研究は、各国におけるルールの形成や発展過程における相互の影響を注目し、今後アジアにおけるルールの調和の可能性、それによる判決の国際的流通や調和・相互の承認可能性などを検討した。具体的な研究成果としては、まず、韓国の新しい国際裁判管轄法制の特徴やビジネスの観点からの争点などについて研究会報告を行った。また、比較法的な観点から日韓の国際私法及び国際裁判管轄や外国判決の承認執行に関するいくつかの研究論考を公表している（検討分野としては、国際ライセンス契約、消費者契約、文化財盗難事件判決、懲罰的損害賠償判決、中国判決の承認執行などがある）。さらに、Journal of Private International Law Conference 2019にて研究報告「Recent Developments and Harmonization in International Jurisdiction Rules～How International Discussions Converge in Asia?」を行い、アジアにおける国際裁判管轄法制のハーモナイゼーションについてEUの学者たちと議論する機会を得た。それから、早稲田大学比較法研究所主催の日中韓共同シンポジウムにて「知的財産権に関する国際裁判管轄法制の調和の可能性—日韓共同提案（2010）と韓国国際私法改正案（2020）からの考察」のテーマで知的財産権分野における両国におけるハーモナイゼーションの努力が実定法改正にどのように反映されているかを考察した。本研究は、日韓の国際裁判管轄法制の検討から始まっているが、アジアにおける国際私法ルールのハーモナイゼーションの観点からは、外国判決の承認執行ルールも合わせて検討していく必要がある。そこで、外国判決の承認執行法制と関連して、日韓における中国判決の承認執行と『相互の保証』の問題について、中国判決に対する日韓における相互の保証の要件の捉え方の違いに注目し、ルールの運用の調和の可能性を考察した。また、韓国における懲罰的損害賠償制度の導入とその後の外国判決の承認執行ルールの変化について考察した。これらの検討とともに、アジアの、特に中国やシンガポールにおける国際裁判管轄や外国判決の承認執行に関する国内法の改正の動きを考察し、アジアにおけるルールの形成や発展の過程を確認し、相互の影響について考察した。これらの考察を通じて、法規範の形成・適用・発展の過程においては、統合（convergence）の側面と分散化（divergence）の側面は常に発生し、お互いに影響し合いながら発展していくことが再度確認できた。本研究テーマについては今後研究対象をさらに拡大しさらなる検討を重ねていく予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 金彦叔	4. 巻 4号
2. 論文標題 韓国における懲罰的損害賠償制度の導入と外国判決の承認執行	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 在日本法律家協会会報	6. 最初と最後の頁 282 - 313
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金彦叔	4. 巻 24号(2022)
2. 論文標題 消費者契約の特別管轄 - 民訴訟3条の4、3条の7を中心に」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際私法年報	6. 最初と最後の頁 2 25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金彦叔	4. 巻 256号
2. 論文標題 婚姻意思	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際私法判例百選〔第3版〕別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 92 - 93
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金彦叔	4. 巻 55巻3号
2. 論文標題 知的財産権に関する国際裁判管轄法制の調和の可能性 日韓共同提案（2010）と韓国国際私法改正案（2020）からの考察	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 83-110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金彦叔	4. 巻 第20号
2. 論文標題 文化財の不法取引と国際私法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 文京学院大学総合研究所紀要	6. 最初と最後の頁 19-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金彦叔	4. 巻 第3号
2. 論文標題 「判例研究」対馬観音寺から盗難された高麗仏像の所有権をめぐる判決	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 在日本法律家協会年報	6. 最初と最後の頁 405-417
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金彦叔	4. 巻 第26巻第2号
2. 論文標題 国際ライセンス契約と国際私法－日韓比較国際私法的観点から	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際私法研究	6. 最初と最後の頁 503-534
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

〔学会発表〕 計10件 (うち招待講演 6件 / うち国際学会 4件)

1. 発表者名 金彦叔
2. 発表標題 韓国における懲罰的損害賠償制度の導入と日本への示唆
3. 学会等名 早稲田大学比較法研究所 共同研究会 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 金彦叔
2. 発表標題 消費者契約の特別管轄
3. 学会等名 国際私法学会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 金彦叔
2. 発表標題 知的財産権に関する国際裁判管轄法制の調和の可能性 日韓共同提案（2010）と韓国国際私法改正案（2020）からの考察
3. 学会等名 早稲田大学比較法研究会日中韓共同シンポジウム（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 金彦叔
2. 発表標題 「知的財産の準拠法に関する立法法案」へのコメント
3. 学会等名 韓国国際私法学会定期研究会（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 金彦叔
2. 発表標題 国際ライセンス契約と国際私法
3. 学会等名 韓国国際私法学会定期研究会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 金彦叔
2. 発表標題 文化財と国際私法～対馬観音寺仏像盗難事件から考える
3. 学会等名 早稲田大学比較法研究センター研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 金彦叔
2. 発表標題 「韓国の新国際裁判管轄法制の特徴～国際ビジネスの観点から」
3. 学会等名 国際取引法フォーラム
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 金彦叔（KIM, Eonsuk）
2. 発表標題 「Recent Developments and Harmonization in International Jurisdiction Rules～How International Discussions Converge in Asia?」
3. 学会等名 Journal of Private International Law Conference 2019（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 金彦叔
2. 発表標題 「韓国の新しい国際裁判管轄法制の特徴と比較法的意義」
3. 学会等名 国際私法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 金彦叔
2. 発表標題 .日韓における中国判決の承認執行と『相互の保証』」
3. 学会等名 早稲田大学比較法研究所
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 金彦叔 外	4. 発行年 2021年
2. 出版社 博英社	5. 総ページ数 487
3. 書名 『日本法 講義』（韓国語書籍）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------